資料２

次期おおた障がい施策推進プランの策定について

１　策定の経緯

区では、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めた「おおた障がい施策推進プラン」を定めております。

現行の「おおた障がい施策推進プラン」の計画期間が令和２年度末で満了となるため、令和３年度以降の次期プランを策定します。

２　計画の位置付け

「おおた障がい施策推進プラン」は、以下の４つの計画を一体化した計画です。

また、大田区基本構想に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、各分野の計画等と整合を図っています。

- 障害者基本法に基づく**「大田区障害者計画」**
- 障害者総合支援法に基づく**「第６期大田区障害福祉計画」**
- 児童福祉法に基づく**「第２期大田区障害児福祉計画」**
- 発達支援に関する区独自の計画である**「大田区発達障がい児・者支援計画」**

３　計画の期間

計画の期間は、令和３年度から令和５年度の３年間です。

４　計画策定の体制

（１）大田区障がい者施策推進会議

現行プランの進捗状況についての評価を行うとともに、令和元年度に実施した障がい者実態調査をはじめとした、次期プラン策定にあたっての検討等を行っていただきます。計画策定年度にあたる令和２年度は、会議（書面会議を含む）を５回予定しております。

第１回推進会議は、新型コロナ感染症拡大防止のため、書面会議とさせていただきますので、「意見提出用紙」にて、ご意見をご提出ください。

（２）区民説明会及びパブリックコメント

広く区民の意見を反映させるため、区民説明会及び大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。

（３）その他

区においては、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行います。

５　スケジュール

別紙「今後のスケジュールについて」をご確認ください。